

療養費申請に必要なもの

【一般診療】

- ① マイナ保険証または資格確認書
 - ② 世帯主の印かん（朱肉を用いるもの）
 - ③ 領収書または領収証明書（どちらも原本）
 - ④ 診療報酬明細書（レセプト）の写し または
診療内容証明書（医科・歯科）
調剤内容証明書（調剤）
- } 用紙は市役所にあります

※医療費支払いの際に医療機関が発行する明細書とは異なります。

- ⑤ 口座番号がわかるもの（世帯主または受診者名義）
 - ⑥ マル福受給者（医療福祉費助成制度）の方は、受給者証
- ※マル福の申請も必要です。

※療養費請求権の時効は、被保険者が医療機関等に支払った日の翌日から2年です。

※「茨城県国民健康保険団体連合会」にて審査があるため、申請から支給決定までに約3カ月程度かかります。

〈問合せ〉

常総市役所 健康保険課 給付係

電話：0297-23-2111 内線 1212